

特定口座内保管上場株式等移管依頼書(保管振替制度用)

本紙のご使用について

本紙は当社の特定口座へお預けいただいております株式及び転換社債型新株予約権付社債を、他社の特定口座へ移管される場合にのみご使用下さい。ご記入方法につきましては下記記入例をご確認の上ご記入下さい。一般口座預りの口座移管につきましては別途書類(一般用口座振替依頼書)をご請求下さい。現地保管の外国証券の移管に関しましては、受入れ証券会社へ依頼書のご請求をお願い致します。

移管の際にご注意いただきたい点

- ※通常移管にかかる日数は、依頼書受理後約1週間程度要します。
- ※移管先(新たに証券等をお預けになる証券会社等)で口座開設がお済でない場合、移管出来ません(株式の移管は、特定口座間、一般口座間のみとなります)。
- ※お客様より移管指示をいただいた後、当該依頼指示のお取消や売却注文はお受け出来ません。
- ※依頼書を受領した際に、ご指示いただいた株式等の数量が相違している場合、売り注文を発注されている場合、お買付の受渡しが未清算の場合は、お受け出来ません。
- ※特定預りの銘柄の一部の株数を他社に移管することはできず、全株数を移管していただくこととなります。
- ※当社ご登録のご住所と移管先でご登録いただいているご住所が相違していますと、受付されない場合がございます。
- ※当月決算銘柄の移管につきましては、株主権利(分割の権利を含む)をお受取り頂けない可能性がございますので、権利確定後に移管のお手続きをされます様お願い致します。
- ※貸株サービスをご利用のお客様は、依頼書をご提出になる前に、あらかじめお客様ご自身で当社WEBサイトより当該銘柄の返却(貸出ししない)のお手続きをお願い致します。当社で貸出解除した場合は、移管手続きが通常よりお時間がかかる場合がございます。
- ※信用取引口座を開設されているお客様は、お客様から「口座振替依頼書」を受入れた時点で、移管する代用有価証券(現金換算)が、当社の定める方法により、翌営業日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が33%超の場合、33%を超える部分且つ委託保証金30万円を超える部分の範囲内で移管のご依頼をお受けする事が出来ます。建玉の状況によっては移管をお受け出来ない場合がございます。
- ※FX株券担保サービスをご利用のお客様は、移管出庫予定の有価証券におきまして、あらかじめ「保護預り」にお振替いただきますようお願い申し上げます。なお、当社にて移管出庫用紙を受取後、処理時点において移管出庫依頼の有価証券が、代用担保である事を確認した場合、当社にて移管出庫依頼の有価証券を代用担保から保護預りに振替のうえ、移管出庫手続きをさせていただきます。なお、外国為替保証金取引口座内の振替可能金額の範囲内で移管出庫手続きをさせていただきますので、建玉の状況によっては、移管のご依頼をお受け出来ない場合がございます。

* 記入例 *

太枠内部分のみご記入・ご捺印ください。

依頼日は記載した日をご記入ください。

当社へお届けのご住所・ご氏名・生年月日をご記入下さい

移管希望日を指定しない場合、必ず「可能な限り早い日」をチェックしてください。
移管希望日を指定する際は当社到着から5営業日以降の営業日をご記入ください。
移管希望日が最短日程以前の場合、移管希望日が最短日程による移管となります。

移管ご希望銘柄をご記入下さい
※口座内全銘柄移管を選択された場合でも必ずご記入下さい

いずれかをお選び下さい

※特定預りとなっている株式等を全銘柄移管される場合には、「全部振替」に選択を、一部銘柄を移管される場合には、「一部振替」をご選択下さい。

※特定預りとなっている株式等を全銘柄移管される場合でも銘柄コード・銘柄名・数量を必ずご記入下さい。

特定口座内保管上場株式等移管依頼書

ET1008(18.12)

(受方口座管理機関) 御中
(漢方) 株式会社SBI証券 御中
◆太枠内にご記入の上、ご捺印ください。

お客さまの口座番号
Z 1 2 - 0 1 2 3 4 5 6

依頼日(西暦) ****年**月**日

〒 106 - 6019 東京都港区六本木1-6-1
井伊 太郎

振替に指示日(西暦) 年 月 日
 可能な限り早い日

振替元(受方)口座の明細
口座管理機関名 株式会社SBI証券 所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
機構加入者コード 1125660

振替先(受方)口座の明細
口座管理機関名 ABC証券 本店 001 3456789 所在地 東京都中央区日本橋兜町
加入者口座コード XXXXX
機構加入者コード XXXXX

振替上場株式等の明細
銘柄コード 銘柄名 数量 銘柄コード 銘柄名 数量
XXXX 〇〇〇電気 500
〇〇〇〇 XX自動車 3000
△△△△ 〇〇〇銀行 1000

振替上場株式等の明細
別 ← ※該当する方に○を付けてください。(注:同一銘柄内、一部数量の移管はできません)

社用欄
証券会社名 SBI証券 振替完了日 年 月 日 1 2 5 6 6 0
営業店 本店証券管理部 予約送信 機構指示送信 完了送信 受付印

当社でのお取引口座番号をご記入下さい

※お客様の口座番号が不明な場合は、口座開設完了通知等でご確認ください。
なお、インターネット取引のお客様は、ログイン後の当社WEBサイト「口座管理」>「お客さま情報 設定・変更」画面でもご確認いただけます。

当社へのお届出印をご捺印下さい

移管先の証券会社でのお届内容及び加入者口座コードをご記入下さい

※訂正がございました場合は、該当箇所取消線を引き、訂正印を押印した上で、修正後の内容をご記入ください。

※ご記入内容に相違もしくは未記入等あります場合にはご返却させて頂く場合がございます。

特定口座内保管上場株式等移管依頼書 (TOB対応 NTTドコモ)

(受方口座管理機関)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券 御中

(渡方)

株式会社 SBI証券 御中

◆太枠内にご記入の上、ご捺印ください。

お客様の口座番号

ご依頼日
(西暦) 2020 年 月 日

		-	0						
--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

〒	電話番号	-	-	お届出印
ご住所	(フリガナ)			
ご氏名	(フリガナ)	生年月日	西暦	年 月 日

租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項の規定に基づき、下記に示す振替元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を株式等振替制度による口座振替により、振替先の特定口座に振替することを依頼いたします。

振替ご指示日 (西暦)	年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 可能な限り早い日
----------------	-------	--

移管希望日を指定しない場合、必ず「可能な限り早い日」をチェックしてください。
移管希望日を指定する際は当社到着から5営業日以降の営業日をご記入ください。
移管希望日が最短日程以前の場合は最短日程による移管となります。

振替元(渡方)口座の明細

口座管理機関名	お取扱店	所在地
株式会社 SBI証券		東京都港区六本木一丁目6番1号
機構加入者コード	1 1 2 5 6 6 0	

振替先(受方)口座の明細

口座管理機関名	部支店名	部支店コード	お客様の口座番号	部支店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券				
加入者口座コード	1 1 5 2 0 6			
機構加入者コード	1 1 5 2 0 6			

↑ ※加入者口座コード(全21桁)及び機構加入者コードの「6」以降をご記入ください。

振替上場株式等の明細

銘柄コード	銘柄名	数量(株数)
9437	(株) NTTドコモ	

全部振替、一部振替の別 ← ※該当する方に○を付けてください。(注: 同一銘柄内、一部数量の移管はできません)

社用欄

営業店	証券会社名	振替完了日	機構加入者コード					
	SBI証券	年 月 日	1	1	2	5	6	6
本店証券管理部	予約送信	機構指示送信	完了送信	受付者印				

「本人確認書類」提出のお願い（本人確認方法の変更のご案内）

SBI証券では、お客様の利便性向上のため、2015年7月4日以降にインターネット経由で口座開設をお申込みいただいたお客様について、「届出印」の登録を不要といたしました。これに併せ、各種手続き書類の本人確認においても「届出印」を使わない「都度本人確認書類の提出と照合」方法による審査を開始いたしました。

「都度本人確認書類の提出と照合」方法

お手続きの都度、**お客様より手続き書類と本人確認書類を併せて返送いただきます。**当社では、本人確認書類の審査および当社登録内容と照合により本人確認いたします。**届出印の押印は不要**です。

※2015年7月3日以前に口座開設されているお客様も含め「都度本人確認の提出と照合」方法を利用可能です

※届出印が不明、未登録のお客様は、「都度本人確認の提出と照合」方法をご利用ください。届出印欄の押印は不要です

※本人確認書類に記載された**機微情報（本籍・通院歴・免許の条件・信条又は宗教・犯罪歴など）や健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号（QRコード含む）、国民年金手帳の基礎年金番号等は不要です。該当部分を塗りつぶしてからご返送ください。**提出書類に機微情報や被保険者等記号・番号等、基礎年金番号等が含まれていた場合は、当社にて該当箇所を判読できないように処理いたします。

「都度本人確認書類の提出と照合」お手続き方法

以下の書類のうち、いずれか1点を添付ください。

登録事項変更届出書にて氏名変更をされる場合には、『「戸籍謄本」又は「戸籍抄本」（発行後6ヶ月以内有効：コピー可）』若しくは変更前の氏名と変更後の氏名が確認できるマイナンバーカードのコピー又は運転免許証の両面コピーも必ず添付ください。

本人確認書類の種類	有効期限 ※弊社到着時に有効期間内 であるもののみ有効です	ご注意事項
マイナンバーカードのコピー	有効期限内	・住所、氏名、生年月日がはっきり写るようにコピーしてください。
運転免許証のコピー	有効期限内	・住所、氏名等を変更された場合は、変更履歴が記載された裏面のコピーも併せて必要です。また、公安委員会の印がはっきり写るようにコピーしてください。
運転経歴証明書のコピー	—	・住所、氏名等を変更された場合は、変更履歴が記載された裏面のコピーも併せて必要です。また、公安委員会の印がはっきり写るようにコピーしてください。 ・平成24年4月1日以降に発行したものに限りです。
各種健康保険証のコピー	書類内記載の場合有	・住所、氏名、生年月日が記載されていることが必要です。
各種年金手帳のコピー	—	・年金の名称、住所、氏名、生年月日が記載されていることが必要です。 ・上記項目が変更された場合は、変更日付が記載されていることが必要です。 ・平成9年以降の年金手帳は住所の記載がないため、受理できません。
住民基本台帳カードのコピー	有効期限内	・住所、氏名、生年月日が記載されていることが必要です。
印鑑証明書	発行日より6ヶ月以内	・発行印、発行日が記載されていることが必要です。
在留カードのコピー	有効期限内	・住所、氏名等を変更された場合は、変更履歴が記載された裏面のコピーも併せて必要です。
特別永住者証明書のコピー	有効期限内	

【ご返送いただく前のチェックポイント】

- 四隅が欠けないようにコピーがされていること
- 「お名前・住所・生年月日」が鮮明に記載されていること
- お手続きをされる書類へご記入の「お名前・住所・生年月日」と本人確認書類が同一であること
- 裏面に記載がある場合は、裏面も同封されていること
- 運転免許証の場合、公安委員会の印が確認できるようにコピーされていること
- 本人確認書類が有効期限内であること（種類毎に有効期限が違いますのでご注意ください）
- 本人確認書類の機微情報や被保険者等記号・番号（QRコード含む）、基礎年金番号等は黒塗り（マスキング）されていること

※本人確認書類の・有効期限は弊社に到着した時点で期限内のもののみ有効です。